令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策小規模事業者事業継続支援事業	①原材料・原油価格等の物価高騰により経営への影響を受ける町内事業者に、経営環境整備等への補助を行うことで、事業継続の支援を行う。 ②補助金 補助対象経費：事業継続に必要な環境整備及び販路開拓に必要な経費（備品購入費、広告宣伝費等） ③補助額50,000円×40事業者＝2,000,000円 補助率10/10 ④町内商工業者　40事業者	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	簡易水道事業会計操出補助事業（物価高騰対策水道料金支援事業）	①物価高騰により生活に影響を受けている 町民や事業者の水道料金を免除することで、生活支援を行う 。 ②簡易水道事業会計に繰り出し、水道料の免除に要する費用 ③使用料（4～9月分） 6,642,000×6月≒39,850,000円 ④簡易水道事業会計 （給水人口約4,000人対象、公共施設は対象外）	R8.4	R8.12
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策簡易水道未普及地域料金支援事業	①物価高騰により生活に影響を受けている 町民や事業者の水道料金を免除することで、生活支援を行う 。 ②水道代に相当する費用 ③給付金（4～9月分） 320,000円×6月＝1,920,000円 ④簡易水道未普及地域住民及び事業者約200世帯（公共施設は対象外）	R8.4	R8.12
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応高校生等修学支援事業	①物価高騰の影響を受ける子育て家計の経済負担軽減を目的に、高校生等を扶養する保護者に対し、通学支援金を給付する。 ②給付金 ③100,000円×95名=9,500,000円 その他の財源3,505千円（一般財源） ④高校生等を扶養する町民	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応中学校給食費助成事業（国R7補正分）	①物価高騰の影響を受ける子育て家計の経済的負担軽減を目的に、中学生に係る給食費を無償とする。 ②給食費（4～3月分）を無償とし、その相当金額を給食材料購入費に充当する。 ③給食費360円×中学生94名×給食提供日数192日＝6,497,280円（うち国R7補正分としては、1,904,280円）（教職員の給食費は含まない。） ④中学生を扶養する町民	R8.4	R9.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応中学校給食費助成事業（国R8補正分）	①物価高騰の影響を受ける子育て家計の経済的負担軽減を目的に、中学生に係る給食費を無償とする。 ②給食費（4～3月分）を無償とし、その相当金額を給食材料購入費に充当する。 ③給食費360円×中学生94名×給食提供日数192日＝6,497,280円（うち国R8補正分としては、4,593,000円）（教職員の給食費は含まない。） ④中学生を扶養する町民	R8.4	R9.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設物価高騰対策主食費補助事業	①物価高騰の影響を受ける子育て家計の経済的負担軽減を目的に、保育園3歳児以上の主食費の増額分を補助する。 ②補助金 ③主食費増額分600円×3歳児以上の児童50名×12箇月分＝360,000円 ④町内保育施設	R8.4	R9.3